



<ベトナム企業の基本情報の調べ方>

2021年9月10日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

1 はじめに

法律事務所には、ベトナムビジネスにかかわる様々なご相談が寄せられます。その中にはベトナム企業や、ベトナムに在住する個人とのビジネス上のトラブルも多く見受けられます。トラブルとしてよくあるのが、「一緒にビジネスをしよう」という意気投合のもと、特定の個人を信頼して資金を提供したり、共同出資で合弁会社を立ち上げたものの、音信不通になってしまった……、会社を乗っ取られてしまった……というものです。しかし、よくよく話をうかがってみると、資金提供をした個人や企業、あるいは出資した合弁会社の基本的な情報さえ、被害を訴える本人が把握していなかった、というケースも散見されます。

そこで今回は、ベトナムの企業の基本的な情報、具体的には日本の「登記簿」にあたる、ベトナム企業のもっとも基本的な情報の取得方法をご紹介いたします。取得した情報で、ベトナムでの投資や事業を実施する際に、最低限、投資先、合弁先の企業等が本当に存在しているのか、という点を是非ご確認ください。

2 企業登録

内資にてベトナムに法人を設立して事業活動するためには、「企業登録証明書」(Enterprise Registration Certificate : ERC) の取得が必要になります。外国企業・外国人がベトナムに法人を設立して事業活動をするためには、ERC に加えて、「投資登録証明書」(Investment Registration Certificate : IRC) の取得が必要となります。

IRC は、「投資プロジェクトに関する投資家の登録情報を記録した書類」（投資法第3条11項）、つまり、どのような投資を行うのかを記した証明書であり、ERC は、「事業登録機関が企業に対して発給する企業登録に関する諸情報を記載した書類」（企業法第4条15項）であり、どのような企業であるのかを記した証明書となります。

外国企業・外国人の場合には、IRC を取得したうえで、企業登録（法人登記）に進みますが、ベトナム内資企業の場合には、IRC 申請のステップがなく、ERC 申請のみで会社の設立が完了し、下記のような書類が発行されます。



SỞ KẾ HOẠCH VÀ ĐẦU TƯ
THÀNH PHỐ HỒ CHÍ MINH
PHÒNG ĐĂNG KÝ KINH DOANH

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập – Tự do – Hạnh phúc

GIẤY CHỨNG NHẬN ĐĂNG KÝ DOANH NGHIỆP
CÔNG TY TRÁCH NHIỆM HỮU HẠN MỘT THÀNH VIÊN

Mã số doanh nghiệp: [REDACTED]
Đăng ký lần đầu: [REDACTED]
Đăng ký thay đổi lần thứ: [REDACTED]

1. Tên công ty
Tên công ty viết bằng tiếng Việt: CÔNG TY TNHH [REDACTED]
Tên công ty viết bằng tiếng nước ngoài: A [REDACTED]
Tên công ty viết tắt: [REDACTED]

2. Địa chỉ trụ sở chính
[REDACTED], Quận 1, Thành phố Hồ Chí Minh, Việt Nam
Điện thoại: [REDACTED] Fax: [REDACTED]
Email: [REDACTED] Website: [REDACTED]

3. Vốn điều lệ
Bằng chữ: [REDACTED]

4. Thông tin về chủ sở hữu
Họ và tên: [REDACTED] Giới tính: [REDACTED]
Sinh ngày: [REDACTED] Dân tộc: [REDACTED]
Loại giấy tờ chứng thực cá nhân: [REDACTED]
Số giấy chứng thực cá nhân: [REDACTED]
Ngày cấp: [REDACTED] Nơi cấp: [REDACTED]
Chỗ ở hiện tại: [REDACTED]

5. Người đại diện theo pháp luật của công ty

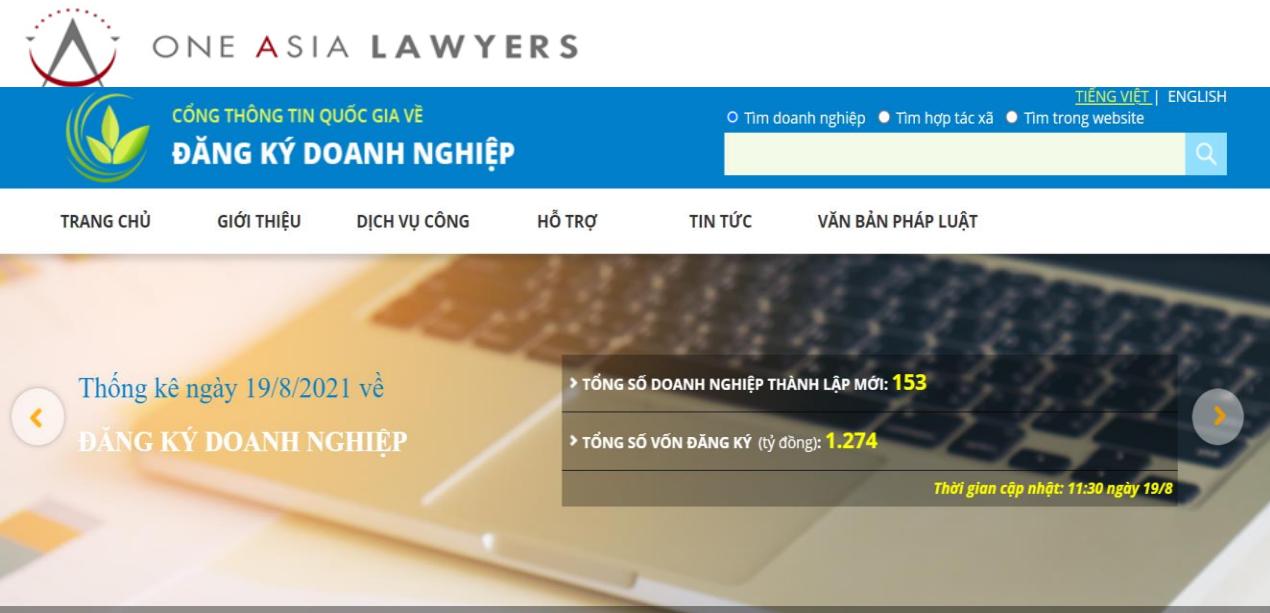
(ERC サンプル)

3 企業登録情報

さて、この ERC は申請当事者に対してのみ発行されるため、調査対象会社が適法に存在しているかどうかを確認するために ERC を参照する際には、基本的には調査対象会社自身に ERC のコピー等の提出を依頼することとなります。

上記方法の他、ERC に記載されているような企業の登録情報は、National Business Registration Portal¹ (NBRP/ <https://dangkykinhdoanh.gov.vn/>) という、誰でも閲覧可能な国のデータベースから取得することも可能です。調査対象会社の正式な会社名か、企業登録している場合に必ず発行される企業登録番号 (Enterprise code/mã số doanh nghiệp) がわかれれば、NBRP から企業の登録情報を検索できます。この方法について、ご存じない日系企業の方も多いように思うため、今回は紹介をさせていただいております。

¹ ベトナム語は Cổng thông tin quốc gia về đăng ký doanh nghiệp



<https://dangkykinhdoanh.gov.vn/vn/Pages/Trangchu.aspx>

NBRP ベトナム語トップ画面、右上の検索ボックスに会社名や企業コードを入力して検索する

・検索方法のご紹介

NBRP トップ画面の右上の検索ボックスに会社名や企業コードを入力することで検索でき、1 企業名（ベトナム語企業名、外国語企業名、略称）、2 活動状態、3 企業コード、4 法的形態、5 設立日、6 法的代表者名、7 本社住所、8 営業業種を確認することができます。例えば、登記上、現在活動しているかどうかは「2 活動状態」の欄で、会社がどのような形態になっているかは「4 法的形態」で、法的代表者については「6 法的代表者」の欄でそれぞれ確認できます。法的代表者が複数存在する場合、全員が 6 の欄に表示されます。



4 NBRP の活用方法と注意点

NBRP は、企業登録手続きをオンライン化する目的で開設されているポータルサイトであり、企業登録関係の様々な情報・手続きが集約されています。

このサイトからは、企業情報の取得ができる以外に、企業登録や変更のオンライン手続き実施、企業設立等の公示情報の確認、企業登録関連の法令文書の検索、条件付投資・経営業種の一覧とその条件、外国投資家に設定されている条件付投資・経営業種の一覧とその条件などを確認したりすることができます。

NBRP には英語版も用意されていますが、ベトナム語版には存在するが、英語版には存在しない情報があったり、英語版だと上手く検索できない・表示されないといった不安定な面もありますので、できる限りベトナム語版を利用することが推奨されます。またベトナム語・英語ともに、法令や手続き案内などが最新ではない場合もありますので、ご注意ください。

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

＜著者紹介＞



松谷 亮

One Asia Lawyers ベトナム事務所代表

日系大手の IT 企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計 6 年間勤務後、2019 年より One Asia Lawyers ベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。進出、現地子会社管理（コンプライアンス・人事労務）、新規事業開発案件、M&A、取引先との契約交渉、知的財産に関する契約交渉及び紛争処理案件を数多く経験しており、特に職務経験のある IT・製造業の法務案件を専門とする。

日系企業の統括拠点（日本・シンガポールなど）と連携し、現地法人の事情を統括拠点へと適切に伝え、統括拠点と現地法人との橋渡し・調整を行うことについても得意としており、スピード感をもって企業が適切にリスク判断ができるよう、社内の意思決定プロセスも考慮したうえで、分かりやすく丁寧な法的助言を行うよう心掛けている。



ONE ASIA LAWYERS



山本 史

One Asia Lawyers ベトナム事務所 専門家

投資コンサルティング会社を経て、One Asia Lawyers ベトナムオフィスに参画。ベトナム国内で 15 年以上の実務経験を有する。ネイティブレベルのベトナム語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法令調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

ryo.matsutani@oneasia.legal

fubito.yamamoto@oneasia.legal